

簡単！
今すぐできる！
1分！！！！

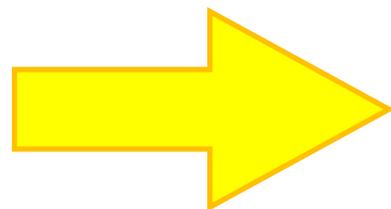
収入保険

保険料等シミュレーション



平成31年から始まった収入保険。
自分の場合の保険料が
いくらになるのか簡単に知りたい！
そんな声にお応えします。

よくわかる解説☆
次ページへ



表紙に記載されたサイトにアクセスできたら、下記の計算表が出てきます。

下記の2つの手順を行うだけで、収入保険の補償金額と保険料が簡単に試算できます。

STEP 1. 基準収入金額等を入力

基準収入金額

*保険割合

*積立割合

*保険方式の
支払率

*積立方式の
支払率

*支払回数

*下限設定

計算

計算結果

グラフ

① 補償する金額

基準収入金額	10,000,000円
保険金等支払開始金額	9,000,000円
保険金額①	7,200,000円
積立補償②	900,000円
補償合計①+②	8,100,000円

② ご加入に必要なお金

初年度の費用		2年目の費用 前年保険金受取無で同一収入の場合	
保険料①	77,724円	保険料①	69,768円
積立金②	225,000円	積立金②	0円
事務費③	22,320円	事務費③	21,020円
支払合計①+②+③	325,044円	支払合計①+②+③	90,788円

③ 分割支払のイメージ(9回)の場合

(初年度)	保険料	積立金	事務費	合計
1回目	8,636円	25,000円	22,320円	55,956円
2回目以降	8,636円	25,000円	0円	33,636円

④ 保険金のお支払いイメージ

	収入金額	保険金	積立金	支払合計
20%減	8,000,000円	0円	900,000円	900,000円
30%減	7,000,000円	900,000円	900,000円	1,800,000円
50%減	5,000,000円	2,700,000円	900,000円	3,600,000円
80%減	2,000,000円	5,400,000円	900,000円	6,300,000円
100%減	0円	7,200,000円	900,000円	8,100,000円

STEP 2. 計算ボタンを押す

Q. 基準収入金額って何を入れればいいの？

A. 過去5年の農産物等の販売金額の平均額になります。この簡易計算ではおおよその金額を入力してもらえばOKです。

補償金額等の選択画面の説明

基準収入金額	*保険割合	*積立割合	*保険方式の 支払率	*積立方式の 支払率	*支払回数	*下限設定	計算
10,000,000	80% ▼	10% ▼	90% ▼	90% ▼	9回 ▼	0% ▼	計算

- * 保険割合…………… 基準収入金額に対して保険部分の補償割合を選択します。
保険割合は 50%、60%、70%、80%から選択できます。
- * 積立割合…………… 基準収入金額に対して積立部分の補償割合を選択します。
積立割合は 0%、5%、10%から選択できます。（積立を積まないこともできます）
- * 保険方式の支払率…… 実際に保険金額に対して支払われる割合を選択します。
保険方式では 50%、60%、70%、80%、90%から選択できます。
- * 積立方式の支払率…… 実際に積立補償に対して支払われる割合を選択します。
積立方式では 10%、20%、30%、40%、50%、60%、70%、80%、90%から選択できます。
- * 支払回数…………… 保険料等を納めていただく回数を選択します。
1 回、2 回、3 回、5 回、9 回から選択できます。
- * 下限設定…………… 補償する金額に下限を設け、保険料等を安くすることができます。
下限設定は 0%、50%、60%、70%から選択できます。（下限設定をしないこともできます）

いろいろな補償金額等を試算してみてください！

計算表を最初に開いた時は、最大の補償金額が設定されています。
保険割合、積立割合など自由に選択していただき、
農業者ご本人のニーズに合った補償金額を設定することができます。

計算結果の説明

① 補償する金額

- 基準収入金額…………… STEP1 で入力した金額が表示されます。
- 保険金等支払開始金額…… この金額を下回った部分が補償の対象になります。
- 保険金額…………… 基準収入金額に「* 保険割合」と「* 保険方式の支払率」を掛けたものになります。
- 積立補償…………… 基準収入金額に「* 積立割合」と「* 積立方式の支払率」を掛けたものになります。
- 補償合計…………… **保険金額と積立補償を足したもの**になります。

② ご加入に必要なお金

- 保険料…………… **農業者にご負担いただくお金です。**
- 積立金…………… **掛け捨てにならないお金です。**積立補償の25%が農業者の資金になります。
積立金は受取らなければ、翌年に持ち越されます。
- 事務費…………… **農業者にご負担いただくお金です。**

ポイント 1. 保険料と事務費が戻らないお金（掛け捨て）。積立金はお預かりするお金になります。

ポイント 2. 積立の補償が必要無い場合は、積立をしないことができます。

③ 分割支払のイメージ

保険料等の納付回数を選択できます。最大9回に分けて保険料等を支払うことができます。

④ 保険金のお支払いイメージ

その年の収入金額が表に記載された時の収入金額だった場合における、それぞれの保険金、積立金の支払金額が表示されています。

ポイント 1. 支払開始金額を下回ったら、まず積立金から支払われます。積立金で不足があれば、次に保険金が支払われます。

ポイント 2. 支払開始金額を下回ったら、下回った部分に「*積立方式の支払率」または「*保険方式の支払率」を掛けたものが実際に支払われる金額になります。

【お問い合わせ先】お気軽にお問い合わせください

本所	広島市東区光町1-2-23	(082) 262-4711
広島支所	広島市東区光町1-2-23 (6F)	(082) 261-1112
廿日市出張所	廿日市市本町10-14	(0829) 32-5121
北広島支所	山県郡北広島町春木462-1	(0826) 72-3107
東広島支所	東広島市高屋町稲木283-1	(082) 434-4337
江田島連絡所	江田島市能美町中町3368-24	(0823) 45-2019
世羅支所	世羅郡世羅町大字西上原118-2	(0847) 22-0317
福山支所	福山市駅家町大字下山守546-10	(084) 970-1620
三次支所	三次市和知町360-5	(0824) 66-3111